

## カトリック四日市教会小教区評議会規約

### (名称)

第1条 本会の名称は「カトリック四日市教会小教区評議会」と称します。

### (目的)

第2条 本会は、カトリック教会及び京都司教区の掲げるビジョンに一致した、福音宣教する共同体を目指す「共同宣教司牧」に資する運営を行うことを目的として設置します。

### (主宰)

第3条 本会は、京都教区司教より任命されたブロック担当司祭団が主宰します。場合によって司教から任命された修道者がこれに含まれます。

### (評議会の構成)

第4条 本会は、次の者によって構成されます。

- ① 四日市教会信徒の代表として選出された「役員」
- ② 四日市教会信徒の各部会の「代表」
- ③ 四日市教会信徒のその他の活動団体の「代表」

### (評議会の会合)

第5条 本会の会合は担当司祭団の招集によって、8月を除く隔月に開催します。また必要に応じて臨時に開催することもあります。

### (審議事項)

第6条 本会は、小教区の運営活動全般に関わる事項について審議し決定します。その主な事項は以下の通りです。

- ① 小教区の宣教司牧に関する、短期的・長期的基本方針の作成
- ② 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定
- ③ 予算と決算の承認、及び予算外の支出の承認
- ④ 各種の部会、任意の活動団体等の設置や改変
- ⑤ 本規約の更改
- ⑥ その他の必要・重要事項

### (審議決定と承認)

第7条 審議事項は出席者の合議により決定します。決定事項は担当司祭団の承認を経て実行されます。



(役員)

- 第 8 条 本会に教会運営に奉仕する、信徒代表として役員を置きます。
- ① (定員) 役員は原則として 4 名とし、内 1 名は滞日外国人とします。
  - ② (選出) 担当司祭団と役員から成る「役員選任委員会」を設け、自薦、他薦者の中から評議委員経験者、未経験者等を勘案して選出します。
  - ③ (被選任権) 小教区に在籍する満 20 歳以上の信徒が有します。
  - ④ (任命) 役員は選出の結果に従い、担当司祭団が任命します。
  - ⑤ (任期) 1 月 1 日より 12 月末の 1 年とし、連続する場合は 2 年を限度とします。
  - ⑥ (補充) 役員に欠員が出た場合は、選任委員会による被指名者とその任期満了まで補います。

(役員の仕事)

- 第 9 条
- ① 役員は担当司祭団と共に、小教区における「共同宣教司牧」のチームとなって、部会や活動を調整し、小教区全体の円滑な運営を図ります。
  - ② 本会開催の準備、議事運営、記録、本会や各部会、及び活動団体の予算執行に関する業務等を行います。
  - ③ 小教区の代表として「ブロック会議」や「地区協議会」に出席します。

(部会)

- 第 10 条 本会に小教区活動に必要な、次の部会をおきます。各部の活動内容については別に定め公示します。
- ① 教育部
  - ② 典礼部
  - ③ 広報部
  - ④ 施設管理部
  - ⑤ 財務部
  - ⑥ 社会活動部
  - ⑦ 国際協力部
  - ⑧ 青年部

(部会への参加)

- 第 11 条 小教区活動を機能的に活発化させるため、公募により信徒は出来る限りいずれかの部に属するようにします。複数の部に所属してもかまいません。但し財務部はその業務の性質上公募はせず、担当司祭団が役員と相談の上任命します。

(各部の責任代表者)

第12条 各部は1名の代表者を選びます。役員が各部の代表者を兼任することもできます。その任期、再任等は役員に準じます。

(評議会への出席)

第13条 各部の代表者は本会規約に則り、本会会議に評議員として出席します。

(その他の活動団体)

第14条 小教区の必要に応じ評議会の承認を得て、任意の活動団体を置くことができます。その代表者の役割は各部の代表に準じます。

(小教区総会)

第15条 本会は原則として毎年年初に、全信徒参加による「カトリック四日市教会総会」を開催します。これは「小教区評議会」で決定され、担当司祭団によって承認された事項について信徒への周知を図り、また信徒が小教区運営について、意見を述べる機会とするのを目的とします。

(総会の開催)

第16条 総会を開催するのは、担当司祭団とします。

(会計監査)

第17条 司祭団の指名により、複数の会計監査を置きます。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

付則 本規約の教区司教の改定の認可 2019年11月29日 施行 2019年11月30日

ハロウの 大場喜直

